

岐阜県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 趣旨

この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝第0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき、肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者等に対して、受診の勧奨や有用な情報の提供等を行うフォローアップの充実を図るとともに、陽性者に検査費用を助成することにより早期治療に繋げ、肝炎ウイルス持続感染者及びウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

第2 実施主体

岐阜県

第3 定義

- 1 本要領で「陽性」とは、次に掲げるいずれかをいう。
 - (1) HBs抗原検査において「陽性」と判定された。
 - (2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された。
- 2 本要領で「陽性者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) HBs抗原検査において「陽性」と判定された者
 - (2) C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
 - (3) B型又はC型肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- 3 本要領で「健康増進事業」とは、「健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」（平成20年3月31日付け健発第0331009号厚生労働省健康局長通知）の別紙「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、各市町村で行う事業をいう。
- 4 本要領で「岐阜市重症化予防推進事業」とは、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づく岐阜市の事業をいう。
- 5 本要領で「岐阜県特定感染症検査等事業」とは、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき、県立保健所で行う肝炎ウイルスの検査事業をいう。
- 6 本要領で「岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業」とは、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成26年3月31日付け健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策室長通知）の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に基づき、県が委託した医療機関において行う肝炎ウイルスの検査事業をいう。

- 7 本要領で「陽性者のフォローアップ」とは、本要領、健康増進事業及び岐阜市重症化予防推進事業に基づき、県又は市町村が行う陽性者に対する受診状況や診療状況の確認、受診勧奨、有用な情報提供等による支援をいい、本要領に基づく初回精密検査及び定期検査事業を除く。
- 8 本要領で「県立保健所」とは、岐阜県が設置する保健所をいう。
- 9 本要領で「感染症対策推進課」とは、岐阜県健康福祉部感染症対策推進課をいう。
- 10 本要領で「保険医療機関」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関をいう。
- 11 本要領で「肝疾患専門医療機関」とは、「肝疾患診療体制の整備について（通知）」（平成19年4月19日付け健発第0419001号厚生労働省健康局長通知）に基づく肝疾患に関する専門医療機関をいう。
- 12 本要領で「医療保険各法」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。

第4 陽性者のフォローアップ

1 受付

県立保健所が陽性者から陽性者のフォローアップの希望を受けた場合には、別紙様式1により、県又は市町村が行う陽性者のフォローアップの同意を得る。

上記により同意が得られた場合には、当該対象者の住所地の市町村に対し、健康増進事業における陽性者のフォローアップの対象にするよう依頼する。

ただし、対象者から市町村が行う陽性者のフォローアップに同意を得られず、県が行う陽性者のフォローアップの同意が得られた場合においては市町村への依頼は行わず、感染症対策推進課が当該者の陽性者のフォローアップを行う。

また、県立保健所又は感染症対策推進課が把握した陽性者を市町村が陽性者のフォローアップの対象としない場合においては、感染症対策推進課が当該者の陽性者のフォローアップを行う。

2 市町村への支援

感染症対策推進課は陽性者に有用な下記の情報について、案内チラシの作成、専用ウェブサイトの開設等を行い、各市町村における陽性者のフォローアップ事業を支援する。

- ア 講習会及び相談会の開催
- イ その他ウイルス性肝炎に関する情報

第5 検査費用の助成

1 初回精密検査

(1) 実施方法

ア 対象者が肝疾患専門医療機関において初回精密検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を県から交付する。

イ 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関

する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(2) 対象者

以下のすべての要件に該当する者とする。

ア 岐阜県内に住所を有する者

イ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

ウ 申請時において1年以内に岐阜県特定感染症検査等事業、岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業、市町村の健康増進事業、岐阜市重症化予防推進事業の肝炎ウイルス検診、職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前に実施された肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）において陽性と判定された者。なお、妊婦健診及び手術前の肝炎ウイルス検査も1年以内に陽性と判定された者を要件としているが、出産後及び手術後の状況等に鑑み、特段の事情がある場合には、この限りではない。

エ 県又は市町村が行う陽性者のフォローアップに同意した者

(3) 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査費用。ただし、医師が真に必要なと判断したものに限る。

ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、クレアチニン）

エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(4) 検査・指導実施医療機関

肝疾患専門医療機関とする。

(5) 助成回数

前記(3)で対象とした検査項目について、それぞれ1回とする。

(6) 検査費用の申請

ア 提出窓口

対象者は次表のとおり、陽性が判明した検査事業に応じて、各受付窓口に提出する。

陽性が判明した検査事業	受付窓口
岐阜県特定感染症等検査事業	県立保健所
岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業	県立保健所
市町村健康増進事業	市町村
岐阜市重症化予防推進事業	岐阜市保健所
職域の肝炎ウイルス検査	岐阜市以外に住所を有する場合：県立保健所 岐阜市に住所を有する場合：岐阜市保健所
妊婦健診の肝炎ウイルス検査	市町村
手術前の肝炎ウイルス検査	岐阜市以外に住所を有する場合：県立保健所 岐阜市に住所を有する場合：岐阜市保健所

イ 提出書類

a 岐阜県特定感染症等検査事業、岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業、市町村の健康増進事業、岐阜市重症化予防推進事業の肝炎ウイルス検診で陽性となった対象者は次の書類各1部を提出する。

- (a) 申請書（別紙様式2）
- (b) 医療機関の領収書
- (c) 診療明細書
- (d) 医療保険証の写し
- (e) ウイルス性肝炎初回精密検査診断書（別紙様式3）

b 職域の肝炎ウイルス検査で陽性となった対象者は次の書類各1部を提出する。

- (a) 申請書（別紙様式2）
- (b) 医療機関の領収書
- (c) 診療明細書
- (d) 医療保険証の写し
- (e) ウイルス性肝炎初回精密検査診断書（別紙様式3）
- (f) 肝炎ウイルス検査結果通知書
- (g) 職域検査受検証明書（別紙様式7）

※職域検査受検証明書を保有していない場合は、(a)申請書の医療機関への照会欄を確認し同意すること。

c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性となった対象者は次の書類各1部を提

出する。

- (a) 申請書（別紙様式2）
- (b) 医療機関の領収書
- (c) 診療明細書
- (d) 医療保険証の写し
- (e) ウイルス性肝炎初回精密検査診断書（別紙様式3）
- (f) 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し

※母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。ただし、この場合であっても、妊婦検診の対象者であることを確認するため、母子健康手帳の写しを提出すること。

d 手術前の肝炎ウイルス検査で陽性となった対象者は次の書類各1部を提出する。

- (a) 申請書（別紙様式2）
- (b) 医療機関の領収書
- (c) 診療明細書
- (d) 医療保険証の写し
- (e) ウイルス性肝炎初回精密検査診断書（別紙様式3）
- (f) 肝炎ウイルス検査結果通知書
- (g) 肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

ウ 県立保健所及び市町村の進達

各受付窓口において、申請書（別紙様式2）のチェック欄を記入、收受印を押印のうえ、前記イの書類1部を感染症対策推進課に進達する。

エ 職域検査の実施に関する照会

感染症対策推進課は、職域の肝炎ウイルス検査で陽性となった対象者からの請求に職域検査受検証明書の添付がなく、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことが確認できない場合は、対象者本人の同意を確認して、別紙様式8により医療機関に照会を行う。

(7) 検査費用の支払い

県は前記(6)の申請について審査し、支払額を決定し、申請者が指定した振込先に支払う。

2 定期検査

(1) 実施方法

ア 対象者が保険医療機関において定期検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

- イ 前項の金額は、次の a に規定する額から b に規定する自己負担限度額を控除した額とする（当該控除した額が零以下となる場合は助成を行わない）。
- a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
 - b 1 回につき次表に定める額を限度とする額
- ウ 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。
- a 平成 24 年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成 23 年 1 月 21 日健発 1221 第 8 号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。
 - b 平成 30 年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）第 1 条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。
 - c 平成 30 年 9 月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第 11 号イに定める寡婦又は同項第 12 号に定める寡夫とみなして、同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第 3 項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

階層区分		自己負担限度額（1 回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

(2) 対象者

以下のすべての要件に該当する者とする。

- ア 岐阜県内に住所を有する者
- イ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ウ 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- エ 市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者
- オ 県又は市町村が行う陽性者フォローアップに同意した者
- カ 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

(3) 助成対象費用

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査費用とする。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、これらの検査が複数の日にわたる場合において、検査日が1ヶ月以内の期間に属するものについては、一連の検査とみなすことができるものとする。

- ア 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- イ 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- ウ 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、クレアチニン）
- エ 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）
- オ 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）
- カ 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- キ 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））
肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とする。

(4) 検査・指導医療機関

保険医療機関とする。

(5) 助成回数

前記（3）で対象とした検査項目について、年度ごとに2回とする（初回精密検査を含む。）。

(6) 検査費用の申請

ア 提出窓口

- a 岐阜市以外の住所地の者：県立保健所又は感染症対策推進課

b 岐阜市の住所地の者：岐阜市保健所又は感染症対策推進課

イ 提出書類

対象者は申請毎に次の書類1部を提出する。

ただし、別紙様式6による市町村民税額合算対象除外希望申請書については申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）の場合であって、市町村民税額合算対象の除外希望する場合のみ提出する。

- a 申請書（別紙様式4）
- b 医療機関の領収書
- c 診療明細書
- d 医療保険証の写し
- e 世帯構成員の住民票の写し
- f 世帯構成員の住民税課税証明書等又は住民税非課税証明書
- g ウイルス性肝炎定期検査診断書（別紙様式5）
- h 市町村民税額合算対象除外希望申請書（別紙様式6）

ウ 提出書類の省略

対象者は申請の際、上記イによらず、次表左欄の要件に該当する場合は、次表右欄の書類を省略することができる。

要件	省略できる書類
・以前に定期検査費用の支払いを受けた場合 又は1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合若しくは肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。）	ウイルス性肝炎定期検査診断書（別紙様式5）
以下に該当する場合において、同一年度内に提出した書類と同様の内容である場合 ・1回目の定期検査費用の助成を受けた場合 ・肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合	医療保険証の写し、世帯構成員の住民票の写し、世帯構成員の住民税課税証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書（別紙様式6）

エ 申請書類の受付

各受付窓口において、申請書（別紙様式4）のチェック欄を記入、收受印を押印のうえ、前記イの書類1部を感染症対策推進課に進達する。

上記によらず、申請者が直接感染症対策推進課に前記イの書類を郵送により提出することもできる。

オ 申請期日

検査日の属する年度の次年度4月20日までに申請する。

(7) 検査費用の支払い

県は前記(6)の申請について審査し、支払額を決定し、申請者が指定した振込先に支払う。

第6 対象者への周知

本事業については、県、市町村、医療機関等と連携を図り、広く県民に周知する。

初回精密検査対象者については原則個別に説明することとし、岐阜県特定感染症等検査事業及び岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業における陽性者に対しては、次表のとおり説明する。

市町村の健康増進事業及び岐阜市重症化予防推進事業における陽性者に対しては、市町村においてそれぞれ説明する。

また、感染症対策推進課は職域の肝炎ウイルス検査陽性者に本事業が周知されるよう、関係団体へ協力を依頼する。

陽性が判明した検査	説明の機会
岐阜県特定感染症等検査事業	県立保健所の陽性結果説明時に併せて事業の説明をする。
岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業	岐阜県肝炎ウイルス委託検査事業において事業の概要 [*] を説明し、県立保健所にて詳細な説明を受けるよう案内する。 県立保健所において事業の詳細を説明する。

^{*}感染症対策推進課にて事業案内チラシ作成

第7 秘密の保持

肝炎であることが患者等に与える精神的影響及びそれが疾病に及ぼす影響を考慮し、関係者は、本事業について知り得た事実の秘密保持について慎重に配慮しなければならない。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年4月27日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

ただし、市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者(非課税世帯に属する者を除く)の定期検査費用助成については、平成28年4月1日以降に受診したものを対象とする。

- 4 この要領は、平成29年6月14日から施行する。
ただし、平成29年6月14日までに定期検査費用の申請書を提出した者の自己負担限度額については、起算日を平成29年4月1日まで遡ることができる。
- 5 この要領は、平成29年8月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成30年4月17日から施行する。
- 7 この要領は、令和元年5月7日から施行する。
- 8 この要領は、令和2年5月14日から施行する。
- 9 この要領は、令和2年7月15日から施行する。